

新型コロナウイルス感染症による市税への影響について（調定額ベース）

（単位：円）

科 目	区 分	調 定 額（当初調定）				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	差引増減額（R2-R元）	差引増減額（R3-R2）
市民税 個人	現年分	2,091,803,600	2,076,666,300	2,200,419,520	-15,137,300	123,753,220
			コロナによる影響想定額（△15,000,000円）	コロナによる影響想定額（△73,000,000円）		
固定資産税	現年分	2,624,286,600	2,693,721,700	2,661,165,900	69,435,100	-32,555,800
				※コロナ特例（△35,590,000円）		

（単位：円）

科 目	区 分	調 定 額			差引増減額（R2-R元）
		令和元年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（9月末調定）	
法人	現年分	568,209,900	365,384,400	250,722,100	-202,825,500
			コロナによる影響想定額（△116,000,000円）	申告期限延長額（52,000,000円）	

※固定資産税の新型コロナウイルス感染症による特例：事業者の償却資産、事業用家屋について令和2年2月から～10月までの任意の連続する3か月間の売上高を前年度の同時期と比較し、売上高減少の程度に応じ軽減を適用。
売上割合：30%以上50%未満については課税標準額を1/2 50%以上は課税標準額を全額軽減。

新型コロナウイルス感染症による調定増減の主な理由

○個人市民税

令和2年度

・コロナ禍の影響と思われる休業等に伴う収入減少により、給与所得2,200,000円減 農業所得5,700,000円減 営業所得3,800,000円減 不動産等所得3,300,000円減

令和3年度

・コロナ禍の影響と思われる休業等に伴う収入減少により、給与所得73,000,000円減

・株式等譲渡により、譲渡等所得162,000,000円増

○固定資産税

令和3年度

・コロナ特例による償却資産、事業用家屋に対する課税標準額の1/2又は0により、35,590,000円減

○法人市民税

令和2年度

・コロナ禍の影響と思われる売上減少のため、令和2年度中に申告すべき事業所が申告期限延長し、116,000,000円減

令和3年度

・令和2年度中に申告すべき事業所の申告期限延長額 52,000,000円